

触法少年に対する警察調査の可視化を求める要望書

2011年（平成23年）2月10日

日本弁護士連合会

要望の趣旨

少年法第6条の2に規定された触法少年調査の全過程を録画することを求める。

要望の理由

第1 2007年少年法「改正」と附帯決議

2007年の少年法「改正」により、触法少年に対する警察の調査権限が法定され、警察は触法少年に対する実質的な捜査及び取調べができることになった。

このような法律「改正」に対して、当連合会は、低年齢の少年の取調べは、発達心理学等、子どもの発達上の特性を踏まえ、誤導・誘導のない質問をする必要があり、警察の調査に委ねることは不適切であることなどを理由として反対してきたが、「改正」法は、2007年5月の通常国会で賛成多数で可決成立をした。

ただし、当連合会の危惧を反映して、2007年5月24日に開催された参議院法務委員会では、「当委員会における平成18年6月1日付『刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議』において、『裁判員制度の実施を控え、刑事司法制度の在り方を検討する際には、取調べ状況の可視化、新たな捜査方法の導入を含め、捜査又は公判の手續に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について検討を進める』としていることにかんがみ、この検討の中で、触法少年に対する警察による質問状況の録音・録画の要否についても、刑事司法手續及び少年審判手續全体との関連の中で検討すること。」という附帯決議が全会一致で採択されている。

第2 取調べの可視化の検討状況

ところで、法務省は、録音・録画の方法による被疑者取調べの可視化を実現するとの千葉景子法務大臣（当時）の方針の下、2009年10月、政務三役を中心とする勉強会及び加藤公一法務副大臣（当時）を座長とするワーキンググループを設け、被疑者取調べの全面的な可視化を基本として、議論・検討を進めてきた。一方、国家公安委員長が「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」を招集し、同研究会でも取調べの可視化を中心に議論がされている。

そして、報道によれば、法務省の勉強会は、本年6月以降の出来る限り早い時期に最終報告を公表し、法務大臣は、今秋にも法制審議会に制度改正を諮問し、2012年の通常国会への法案提出を目指すとのことである。

このような中、前記附帯決議に従って、触法少年調査の可視化についても早急に検討がなされるべきである。

第3 触法少年調査の危険性と可視化の必要性

触法少年に対する警察による事実上の取調べは、2007年少年法「改正」前も行われていたが、明文規定がないため、要保護児童として児童相談所に通告するまでの間、比較的謙抑的になされていた。しかし、それでも、警察の触法少年に対する無理な取調べが冤罪を生み出した例もあった。この点、触法事件に弁護士が関与すること自体が少ないので、暗数がどのくらいあるかは不明であるが、公刊物等で公になっている事件だけを見ても、東京都荻窪署事件（1998年）、江東区ホームレス熱湯重傷害事件（2002年）、大阪地裁所長襲撃事件（2004年）、沖縄県浦添市事件（2004年）等で、警察による無理な取調べにより、いったんは「自白」した少年が、「冤罪」であったことが後に司法の場で明らかになっている。

ところが、2007年少年法「改正」により明文規定が置かれたことを受け、警察は、少年の事実上の身体拘束場所である児童相談所の一時保護所に出向いて、あるいは「任意」の名の下に警察署に呼び出して、堂々と事情聴取をすることができるようになったのである。しかし、触法少年は、一般に、被疑者取調べの対象になる犯罪少年以上に未熟で被誘導性・迎合性が強く、また、いったん記憶された事実は、それ以前から知っていたと認識（誤認）してしまうという記憶特性が残る年齢の少年も触法調査の対象になることから、虚偽の「自白」をする危険性は成人以上に大きく、事情聴取の全過程の録画の必要性は被疑者取調べの場合以上に高い。

そのため、当連合会は、2005年3月17日に発表した「『少年法等の一部を改正する法律案』に対する意見」の中で、「警察官及び児童相談所の調査について、次のような法的整備がなされるべきである。」として、「触法少年等の低年齢の子どもからの聴取についての具体的手法や配慮に関するガイドラインを策定するとともに、聴取の全過程をビデオ録画、テープ録音するなどの可視化の方策をとるべきである。」と主張していた。

しかるに、この問題が、2007年少年法「改正」時に決着せず、被疑者取調べの可視化に関する法整備を待つことになったのは遺憾であるが、被疑者取調べ

の可視化に関する法律整備の検討に先んじて、触法少年調査についての可視化が行われてしかるべきである。

なお、少年は年齢が低いほど、仮に、暴力・脅迫を用いない穏やかな質問であっても、誤導・誘導質問等の不適切な質問により記憶が汚染されやすいという認知特性がある。したがって、調査の過程の可視化のみならず、警察調査の方法自体についても、少年の認知特性に配慮した面接手法の訓練を受けた専門家による面接を導入することが検討されるべきであると考ええる。

第4 結語

よって、政府は、直ちに、触法少年調査の可視化（全過程の録画）について、実務的な検討を行い、被疑者取調べの可視化のための法律改正を待つことなく、触法少年調査の可視化を試行し、早急にその実現をすべきである。

以 上